

東京都看護職員地域就業支援施設 募集要領

- 1 東京都看護職員地域就業支援施設（以下「支援施設」という。）の公募の趣旨
地域における看護職員確保対策の拠点となる支援施設を公募及び関係団体等からの推薦により選定し、看護職員確保対策を一層推進することを目的とします。
- 2 支援施設の役割
支援施設は、「東京都看護師等就業協力員」（支援施設協力員）を設置して、再就業を希望する離職中の看護職に対する復職支援研修及び再就業支援相談を行います。
支援施設協力員は、看護管理者又は管理職等で看護業務に理解の深い者から選定し、東京都が委嘱します。
復職支援研修及び再就業支援相談は、支援施設協力員が東京都ナースプラザから派遣する「東京都看護師等就業協力員」（本部協力員）と連携して実施します。

3 公募の概要

(1) 応募書類

- ア 様式1-1 「応募届兼総括票」（施設種別毎）
- イ 様式1-2 「応募書類質問票」（施設種別毎）
- ウ 令和5年度「施設体験コース」研修開催希望票
- エ その他
 - ・施設及び看護部門の組織図
 - ・看護部門の理念（方針）及び令和5年度（未定の場合は令和4年度）の看護部門の目標
 - ・看護職員の継続教育のための研修プログラム
 - ・医療事故対策・病院内感染管理等に関する規程
 - ・情報管理・個人情報の取扱い等に関する規程
 - ・各法に基づく直近の立入検査・指導検査の指摘・指導事項及び改善報告

応募書類は、本日送付した資料をお使いいただくか、後日掲載予定の東京都ナースプラザのホームページ(<https://www.np-tokyo.jp/>)より、ダウンロードしてお使いください。

(2) その他

病院は年間2クール（各クール5日間）、病院以外の施設は年間3クール（各クール3日間）の研修と、受講生の希望に応じた1日の研修を年4回以上実施可能なことを前提条件として公募します。

(3) 応募期間及び書類提出先

応募期間：令和5年2月13日（月曜日）から令和5年4月7日（金曜日）まで（締切日必着）
所定の書類を提出先へ郵送、またはメールにより提出してください。

【提出先】 〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号
東京都ナースプラザ 看護師等確保対策事業係 宛
電話：03-6276-1718
メールアドレス：shien@np-tokyo.jp

(4) 選定方法

応募していただいた施設の中から、「東京都看護職員地域就業支援施設選定基準」に基づき、「東京都看護職員地域確保支援事業に係る地域就業支援施設選定委員会」の審査により、地域の看護職員確保の拠点としてふさわしく、かつ事業の目的に沿うと認めた施設を支援施設として選定します。

(5) 選定結果通知

審査後、応募者に対し、審査結果を4月末頃に通知します。
なお、審査内容に関する質問には、一切お答えできません。

(6) 応募に係る経費の負担等

この応募に係る経費は、応募者の負担とします。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。(いただいた施設等の情報については、本選定に関する事務にのみ使用させていただきます。)

4 選定後の予定

- (1) 選定された施設に対し、東京都が支援施設として指定(4月末予定)
- (2) 合同説明会の実施(5月中旬予定)
- (3) 東京都ナースプラザ(契約者:公益社団法人東京都看護協会)と施設との間で、事業実施の委託契約を締結
- (4) 施設から東京都ナースプラザに対し、事業計画書等を提出
- (5) 準備期間を経て、施設で復職支援研修及び就業支援相談を実施
- (6) 6月・9月・12月・翌年3月の4期に分けて、請求に基づき看護協会から施設へ、委託料(実績・確定額)を支払

5 問合せ先

○書類の提出に関すること

東京都ナースプラザ 看護師等確保対策事業係

電話 03-6276-1718

○事業内容に関すること

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(看護担当)

電話 03-5320-4447

本事業は、東京都議会において令和5年度東京都歳入歳出予算が可決された場合に実施となります。

議決の延期等により、事業実施に支障が出る際には、公募説明会参加施設および資料送付施設につきましては、郵送でご連絡します。

また、東京都ナースプラザのホームページにも掲載いたします。